

新潟市 PPP／PFI 推進本部設置要綱

(目的)

第1条 新潟市における PPP／PFI 事業の推進及び円滑な実施を図ることを目的として、新潟市 PPP／PFI 推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 前条の目的を達成するために、本部では次に掲げる事項について、協議する。

- (1) PPP／PFI に対する取組み方針及び取扱い指針（PPP／PFI 基本指針）の策定、見直しに関する事項
- (2) 事業への PPP／PFI の導入に関する事項
- (3) その他 PPP／PFI の推進、検討上必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は総務部長を、副本部長は財産経営推進担当部長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職員及び本部長が必要と認める者をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が欠けたとき、又は本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 本部は、本部長が必要に応じ招集する。

(関係者の出席)

第5条 本部長が必要と認める時は、関係者を出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、行政経営課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

	所属	備考
1	総務部長	本部長
2	財産経営推進担当部長	副本部長
3	政策企画部長	
4	財務部長	
5	建築部長	